

長浜市認知症とともに生きる基本条例（案）にかかるパブリックコメントの実施結果について

■意見募集期間 令和7年1月8日から同年2月6日まで

■意見提出者 2人

■提出意見数 20件

■意見の内容と意見に対する考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	全般	「認知症の人」の表現は上から目線の感じがするため、「認知症をお持ちの方」等に変更してはどうか。	ご指摘の点につきましては、認知症であることは本人の「一側面」であるにもかかわらず、「認知症の人」との表現をとると認知症が本人のすべてであると捉えられかねないことから、市において「認知症のある人」との表現に統一されており、今回の条例でもこれに沿った表現をとっているため、原案のとおりとします。
2	全般	認知症の方とかかわりのない生活をしている方でもわかりやすい表現にしてはどうか。「享有」という文言も、もう少しわかりやすい表現とならないか。	法令や例規につきましては、正確性を重視するため厳密な表現を用いたり、法律用語などの専門用語を用いたり、また他の法令との整合性をとるために統一した表現を用いたりしています。計画等や他の一般的な文書と比較しますと、読みづらい表現となってしまい申し訳ありませんが、ご理解ください。 なお、「享有」の文言につきましても、日本国憲法第11条や認知症基本法第3条第1号に同様の文言が使用されており、本条例案も同じ意味で使用しています。ニュアンスが異なってしまうことを避けるため、原案のとおりとします。
3	全般	地域組織の役割の規定を追加してはどうか。 (地域組織の役割) 第〇条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りならびに認知症の予防に資する交流および活動ができる居場所作りなどの、地域での支え合いおよびコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。 2 地域組織は市、事業者および関係機関が実施する認知症施策および取り組みに協力するよう努めるものとする	共生社会の実現に当たっては、地域の果たす役割も大いに期待されるところでありますし、他市の条例においては、地域組織の役割について規定している例もたしかに存在しています。 しかし、「地域組織」と一般に称される団体にあっても、その構成員や規模、活動実態等は様々であることから、これを定義して一律に同じ役割を求めるることは困難であると考えられます。また、地域に担っていただきたい役割は、他の規定（市の責務や市民の役割等）により、一定程度実現されるものと考えています。 したがって、今後の検討事項ではありますが、原案のとおりとします。

4	全般	条例案の題名に「認知症とともに生きる」と掲げているため、本文に使用されている「認知症のある人」は「認知症とともに暮らす人」との表現の方が良いのではないか。	ご指摘の点につきましては、認知症であることは本人の「一側面」であるにもかかわらず、「認知症の人」との表現をとると認知症が本人のすべてであると捉えられかねないことから、市において「認知症のある人」との表現に統一されており、今回の条例でもこれに沿った表現をとっているため、原案のとおりとします。
5	全般	ゴールドプランより抽象的になっていると思う。この条例が必要であるのか？	ゴールドプランは計画ですので、具体的な施策や目標が掲げられていますが、本条例案は条例ですので、それよりも一般的・抽象的なルールが定められます。条例は、計画と異なり法的拘束力を有しており、計画の方向性を示すものとなります。
6	全般	『市』の定義を明確にしたい。市長？ 介護保険課？ 長寿推進課？ 市職員全般？第10条の文言からすると市長であるのか？	一般に、「市」とは地方公共団体としての市を指します。ただし、計画の策定、実施については市の執行機関である市長の権限であることから、第4条の「市」は市長を指します。
7	第1条	目的について、「共生社会」を目指すことは大切だが、予防や進行を遅らせる対策も目的として挙がってきても良いのではないか（市民の役割を規定する第5条には挙がってきている。）。	認知症の予防を条例の目的として掲げてしまうと、認知症を発症した人に対して「認知症を予防できなかった」というネガティブなイメージが先行してしまうおそれがあります。したがって、条例案ではあえて認知症の予防を基本理念とせず、あくまで認知症に関して身につけるべき正しい知識のひとつとして、認知症の予防（第2条第2号により発症を遅らせること、又は発症しても進行を緩やかにすることと定義）を掲げているため、原案のとおりとします。
8	第2条第3号	市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学をする者と定義づけするのであれば、「市民」という表記は誤解を招く。 市内に住所を有する個人を「市民」と定義し、市内に通勤、通学等をする個人並びに市内において活動を行う法人その他の団体を、「市民等」と定義されはどうか。「市民」は、市政に関する項目を、「市民等」は、活動に関する項目を対象にすることを基本に、使い分けが必要ではないか。	認知症のある人を含めた市民一人ひとりが支え合う共生社会の実現が目的であることから、本条例が対象としている「市民」の範囲は、仕事や観光で一時的に市に滞在している人は除外されますが、市と一定程度継続的な関係がある人をも含んでおり、住所により「市民」と定義することはしていません。 なお、他市においては同等の内容で「市民等」と定義する例もありますが、「市民」と定義するものが一般的であることや、自治体の憲法とも称される長浜市市民自治基本条例においても、市内に居住、勤務、就学する者を含めて「市民」と定義していることから、本条例案においては「市民」と定義しています。

9	第4条第3項	<p>「市は、第1項の施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と努力義務の形で規定されているが、「講ずるものとする」と規定してはどうか。</p>	<p>予算措置を義務付ける条例につきましては、市長が必要な予算上の措置が講じられる見込みが得られるまでの間は議会に提出できない（地方自治法第222条第1項）と規定されていることとの関係で、議員が条例を提案する場合であっても本条の規定の趣旨を尊重して運営されるべきものとされていることのほか、予算の提案権が長に専属していることから、努力義務の形が適当と考えられますので、原案のとおりとします。</p>
10	第4条	<p>介護保険事業計画等で盛り込まれている内容として「市は、関係機関と連携して認知症の調査及び研究を行うものとする。」との規定を第4条に追加してはどうか。</p>	<p>第4条第1項において「基本理念に基づき、認知症のある人を含む市民全体が安心して生活できるまちづくりを実現するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことを市の責務として規定しており、施策の策定に当たって必要となる調査等もここに含まれるものと考えています。</p> <p>また、専門的な研究等につきましては、関係機関の役割（第7条）の中で「研究等に係る成果の情報共有その他の関係機関相互の連携に努めるとともに、市、市民及び事業者が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努める」ことを規定していますので、規定の追加は行わず、原案のとおりとします。</p>
11	第4条	<p>「施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」とあるが、どのような内容のものなのかをここに挙げるべきではないか。</p>	<p>施策の具体的な内容は条例に規定されません。条例案が可決され、公布・施行されましたら、執行機関においてこの条例に基づき「施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことになります。</p>

12	第6条第2項	<p>「本人の意思」とあるが、今まで「認知症のある人」と表現していたので、統一した方が良いのではないか。何かの意図があり、その表現をしているようなら説明が必要なのではと考える。</p> <p>また、「本人の意思」だけではなく、認知症のある人の家族の考え方なども反映していると思う。</p> <p>ACP（人生会議）の必要性もあり、近年注目されていることから事業所の役割として挙げていくことも必要と考える。</p> <p>「長浜市認知症とともに生きる基本条例（案）」については当たり前のことが書かれている為、それを現実にしていく事が大切だと考える。</p>	<p>雇用の継続に当たって適切な配慮が求められる人の中には、認知症のある人だけではなく、認知症のある人と支え合う家族も含まれるため、第6条第2項では「認知症のある人とその家族が働きやすい環境を整備し…」と規定しています。したがって、ここでいう「本人」という文言には、認知症のある人と、その家族の両者が含まれています。また、雇用の継続等に当たっては、認知症のある人の意思とその家族の意思が異なることもありますですが、まず尊重されるべきなのは、それぞれの雇用関係の当事者の意思であると考えられます。したがって、認知症のある人の雇用の継続に当たっては認知症のある人本人の意思が、家族の雇用の継続に当たっては家族本人の意思が考慮されるよう規定しています。</p> <p>なお、市民が人生の最終段階に向けて最後まで自分らしく生きるためにACP（人生会議）を行うこと自体は重要な視点であると考えますが、本条例案は認知症に関する基本条例であり、認知症になることがイコール人生の最終段階であるとは考えられませんので、ACP（人生会議）に関する規定は置きません。</p>
13	第6条	<p>事業者は従業員に対する認知症教育を行う旨の文言があるが、まずは、事業者に対する認知症を理解するための教育がなされなければ、第6条全般がなされることはないと考える。</p>	<p>第6条は事業者に求める役割を規定していますが、事業者には従業員への教育その他の措置が役割として求められる前提として、そのための正確な知識及び理解を自身が深めることも当然に求められるものと解されるため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、市民全体に対して認知症等に関する正確な知識及び理解を深めることができるようにすることにつきましては、基本理念として第3条第2号に掲げており、市はこの基本理念に基づいて施策を策定し、及び実施すること（第4条第1項）と規定しています。</p>

14	第8条 第9条	<p>すべての主体が「市」となっているのはおかしいのではないか。 第8条、第9条には事業者、関係機関の役割はないのか？ 例えば、第9条1項は、事業者が第6条2項を実現するために、事業者から関係機関への紹介その他必要な情報を提供する役割を担ってもよいと考える。</p>	<p>第8条、第9条には市が実施すべきと考えられるものを規定しており、事業者や関係機関の役割につきましては、第6条、第7条にそれぞれ規定しています。 例えば、事業者が職場に啓発用ポスターを展示したりリーフレットの設置等を行うことにつきましては、「従業員への教育その他の措置」（第6条第1項）に該当するため、事業者の役割として実施いただけるものと考えます。 また、事業者が従業員に対して関係機関を紹介することにつきましても、「認知症のある人本人の意思及び事業者の事情に鑑みた適切な配慮」（同条第2項）の一環として、実施していただけるものと考えます。 ただし、事業者が従業員に関する情報を関係機関等に提供する場合には、当該情報が個人情報であることから本人の同意が前提となります。</p>
15	その他	<p>「認知症の人にやさしいまちづくり」は、すべての人にとってやさしいまち、住みやすい街であると思う。条例ができることによって、生活のしにくさなどが出ないよう願う。条例とはまた違ったことかもしれないが、認知症の家族を支える制度などを整備していただくとよいのではないか。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、市の施策に対する懸念・要望として、市の執行機関と共有させていただきます。</p>
16	その他	<p>住み慣れた地域で安心して暮らしていくのか、疑問に思う。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、市の施策に対する懸念・要望として、市の執行機関と共有させていただきます。</p>
17	その他	<p>施設への入所をしたくても金銭面や、入所待ちが多く入れないなどといった問題がある。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、市の施策に対する懸念・要望として、市の執行機関と共有させていただきます。</p>
18	その他	<p>認知症サポーターの養成の継続と認知症に関する正しい知識と理解によって、地域全体で支え合い、交流し、見守る体制が必要</p>	<p>ご指摘の点につきましては、市の施策に対する要望として、市の執行機関と共有させていただきます。</p>

19	その他	地域サロンをはじめとした「集える場所」を、認知症の予防に資する取組や認知症の人を含んだ交流や見守りが生まれるひとつの手段として進め、地域全体でコミュニティ作りに努めてもらいたい。	ご指摘の点につきましては、市の施策に対する要望として、市の執行機関と共有させていただきます。
20	その他	長浜市には介護事業所や認知症に特化した事業所が多々あるなかで、市からの直接相談はなく、地域包括支援センター・社会福祉協議会で囲ってしまっている現状を打破しない限り、条例は活きてこないと考える。認知症予防、発症を遅らせるためには、把握、判断、早期発見するための検診制度が必要なのではないか。	ご指摘の点につきましては、市の施策に対する懸念・要望として、市の執行機関と共有させていただきます。